

兵庫県公報

令和3年6月22日 火曜日 第218号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	2
○ 異種目換地指定（同）	2
○ 保安林の指定の解除予定通知（豊かな森づくり課）	3
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	14
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（西播磨県民局）	14
公 告	
○ 個人情報の保護に関する条例の運用状況（文書課）	14
○ 情報公開条例の運用状況（同）	16
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	17
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	17
○ 同 上	18
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	19
○ 同 上	19
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	20
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	20
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	21
正 誤	
○ 令和3年5月7日付け兵庫県公報第205号中	22

告 示

兵庫県告示第678号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった1から6までの医療機関を救急病院と認定した。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名称 国家公務員組合連合会 六甲病院
所在地 神戸市灘区土山町5番1号
認定年月日 令和3年5月9日
認定の有効期限 令和6年5月8日
- 2 名称 社会医療法人榮昌会 吉田病院
所在地 神戸市兵庫区大開通9丁目2番6号
認定年月日 令和3年6月17日
認定の有効期限 令和6年6月16日
- 3 名称 特定医療法人誠仁会 大久保病院
所在地 明石市大久保町大窪2095番地の1
認定年月日 令和3年5月20日
認定の有効期限 令和6年5月19日
- 4 名称 医療法人社団仁恵会 石井病院
所在地 明石市天文町1丁目5番11号
認定年月日 令和3年6月1日
認定の有効期限 令和6年5月31日
- 5 名称 あさひ病院
所在地 明石市林崎町2丁目1番31号
認定年月日 令和3年6月15日
認定の有効期限 令和6年6月14日
- 6 名称 服部病院
所在地 三木市大塚218番地の3
認定年月日 令和3年5月20日
認定の有効期限 令和6年5月19日



兵庫県告示第679号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
中筋新川土地改良区	令和3年5月6日
篠山川沿岸土地改良区	同 月21日
印南北池土地改良区	同 月24日
神戸市神出土地改良区	同 月27日
東播用水土地改良区	同



兵庫県告示第680号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））岩見構下地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地については、非農用地区域に換地する土地として指定した。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

町	大字	字	地番	地目	用途	地積 (㎡)
太子町	吉福	ウチナウケ	312番1	田	田	440



兵庫県告示第681号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所
朝来市佐囊字コド石207の5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第682号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
二見町 播磨町 東播磨	手繰第1種漁業 沖廻手繰網漁業	別記1の1	周年	別記2	5トン 未満	1隻	定めなし
	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	同上	同上				
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の2	10月20日から 翌年5月31日 まで				

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和3年6月22日から同年7月22日まで
- 3 備考
(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
二見町、播磨町、東播磨	別記3

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 明石市古波止と淡路市富島港西防波堤灯台を結ぶ線から東播磨港伊保灯台と姫路市上島灯台を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 東播磨港別府東防波堤灯台と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線、同第10号灯浮標から姫路市松島灯台を見通した線及び高砂市、姫路市界から姫路市上島灯台を見通した線の3直線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 条件

- 1 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
- 2 手繰第1種漁業及び手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 4 たちうおを目的として操業してはならない。
- 5 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 6 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 7 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 8 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 9 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 10 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 11 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- 12 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、たこつぼ漁業及びいかせん漁業との調整に関する協定を遵守しなければならない。
- 13 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、淡路市室津、尾崎界と播磨灘航路第5号灯浮標を結ぶ線以南の淡路西浦地先海面においては、操業してはならない。
- 14 手繰第3種漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

- 15 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。



兵庫県告示第683号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申

請すべき期間を次のように定める。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
西播	いわし・いかなご船びき網漁業	別記1の1	周年	別記2	10トン未満	2隻	定めなし
淡路市東浦	いわし・いかなご船びき網漁業	別記1の2	同上	同上	同上	1隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年6月22日から同年7月22日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
西播	別記3
淡路市東浦	同上

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 高砂市、姫路市界と上島を結んだ線、上島から播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 洲本市安乎町平安浦、淡路市里界から淡路市松帆・野島江崎界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット(旧漁船法馬力数については15馬力)を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。

(注) 「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 条件

- 網船(許可証記載の船舶)に動力船を連結して曳網(通称「さきこぎ」)してはならない。
- 午後3時から翌日午前4時までには操業してはならない。
- 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内ではなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下



兵庫県告示第684号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域	漁業時期		推進機 関の馬 力数	総トン 数	隻数	漁業を 営む者 の資格
江井島 二見町 播磨町	たい、はまち 五智網漁業	明石市古波 止から高砂 市東播磨港 伊保灯台ま での海面。 ただし、共 同漁業権の 区域を除 く。(注)	たい	4月1日から 12月31日まで	定めな し	定めな し	1隻	定めな し
			はまち	9月15日から 11月20日まで				

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年6月22日から同年7月22日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね「はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない」旨の条件を付けることがある。



兵庫県告示第685号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置
建網漁業、建廻網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路市	建廻網漁業	姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年6月22日から同年7月22日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。



兵庫県告示第686号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域		漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
岩屋	ひき縄漁業	たちうお	洲本市から淡路市野島に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
		その他	淡路市仮屋から同市郡家に至る海面。ただし、共同漁業権					

			の区域を除く。(注)					
北淡	ひき縄漁業	淡路市野島江崎から同市江井に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)		同上	同上	同上	同上	同上

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年6月22日から同年7月22日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和3年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。



兵庫県告示第687号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域		漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
一宮町	ひき縄漁業	たちうお	淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路西浦海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
		その他	淡路市野島江崎から洲本市五色町に至る海面。ただし、共同漁業権の区					

			域を除く。 (注)					
湊	ひき縄漁業	淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路市西浦海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 (注)	同上	同上	同上	3隻	同上	
阿那賀 福良	ひき縄漁業	南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面及び紀伊水道における兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 (注)	同上	同上	同上	1隻	同上	

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年6月22日から同年7月22日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。



兵庫県告示第688号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
東二見	まだこ・いいだこつぼ漁業	明石市大久保町から姫路市の形町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 (注)	周年	定めなし	定めなし	3隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年6月22日から同年7月22日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和3年12月31日までとする。



兵庫県告示第689号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区名	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
五色町	たこつぼ漁業	淡路市室津港灯台と徳島県鳴門市北灘町折野港防波堤灯台を結んだ線以南の洲本市五色町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。（注）	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年6月22日から同年7月22日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。



兵庫県告示第690号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) いかかご漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格

二見町	いかかご 漁業	明石市二見町から姫 路市大塩町までの海 面	4月15日から 7月10日まで	定めなし	定めなし	1隻	操業区域の 漁業権の行 使権を有す る者又は操 業区域の漁 業権者の同 意を得てい る者
		共第24号共同漁業権 漁場（鹿ノ瀬）の区 域	5月10日から 7月31日まで				

(2) あなごせん漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
姫路	あなごせん漁業	別記	6月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	2隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年6月22日から同年7月22日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年3月31日までとする。

別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区及び網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。



兵庫県告示第691号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和3年5月30日から同年7月31日まで

3 作業地域

新温泉町熊谷地先から同町金屋地先まで



兵庫県告示第692号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

令和3年5月25日から同年8月31日まで

3 作業地域

丹波市青垣町東芦田地内



兵庫県告示第693号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

令和3年6月7日から同年7月31日まで

3 作業地域

西宮市上甲東園一丁目地内



兵庫県告示第694号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐用町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（数値地形図作成（地図情報レベル2500及び地図情報レベル10000））

2 作業期間

令和3年6月1日から令和4年3月10日まで

3 作業地域

佐用町全域



兵庫県告示第695号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和3年1月4日から同年3月31日まで

3 作業地域

西宮市山口町中野一丁目及び中野地内



兵庫県告示第696号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（車載写真レーザ（MMS）測量）

2 作業期間

令和元年8月13日から令和2年1月31日まで

- 3 作業地域
尼崎市全域



兵庫県告示第697号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、明石市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年10月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域
明石市大久保町大窪地内



兵庫県告示第698号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年12月21日から令和3年5月11日まで
- 3 作業地域
西宮市山口町下山口及び金仙寺地内



兵庫県告示第699号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年3月1日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市桜町及び苦楽園一番町地内



兵庫県告示第700号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、芦屋市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（数値写真撮影、写真地図作成及び数値地形図データ更新）
- 2 作業期間
令和2年11月25日から令和3年3月31日まで

3 作業地域
芦屋市全域



兵庫県告示第701号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、淡路県民局洲本土木事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
鵜崎(2)	淡路市		岩屋	鵜崎	2910番64の一部、3000番42の一部、3000番84の一部、3000番85から3000番87まで、3000番91の一部、3000番210の一部、3000番255



兵庫県告示第702号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年6月22日

西播磨県民局長 渡瀬康英

- 1 指定する貯水施設の所在地
たつの市揖保川町原字室谷846番11
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所(主たる事務所の所在地)
原自治会	たつの市揖保川町原659番1

- 3 指定する理由
たつの市揖保川町原地域内一級河川揖保川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

個人情報の保護に関する条例の運用状況

個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第65条の規定により、令和2年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 実施機関等が取り扱う個人情報の保護
(1) 個人情報取扱事務の登録状況

(件)

実施機関等名	件数	実施機関等名	件数
知事	1,478	収用委員会	5

議 会	20	瀬戸内海海区漁業調整委員会	6
教 育 委 員 会	160	但馬海区漁業調整委員会	6
選 挙 管 理 委 員 会	14	内水面漁場管理委員会	6
人 事 委 員 会	10	公 営 企 業 管 理 者	26
監 査 委 員	7	病 院 事 業 管 理 者	21
公 安 委 員 会	6	兵 庫 県 立 大 学	31
警 察 本 部 長	204	合 計	2,007
労 働 委 員 会	7		

(2) 個人情報の開示請求及び審査請求の状況

(件)

区分 実施機関等名	書面による個人情報の開示請求					審 査 請 求							
	件数	処 理 状 況				件数	処 理 状 況						
		開示	部分開示	不開示	取下げ		認容	一部認容	棄却	却下	審理中	取下げ	
知 事	189	148	33	7	1	3	0	0	1	0	2	0	
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教 育 委 員 会	18	14	4	0	0	1	0	0	0	0	1	0	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人 事 委 員 会	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公 安 委 員 会	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
警 察 本 部 長	526	31	449	46	0	4	0	0	2	2	0	0	
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
瀬戸内海海区 漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
但馬海区漁業 調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
内水面漁場 管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
病院事業管理者	3,392	3,347	40	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
兵庫県立大学	22	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	4,152	3,563	527	61	1	8	0	0	3	2	3	0	

(3) 口頭による個人情報の開示請求の状況

- 40試験 9,422件
- (4) 個人情報の訂正請求の状況
 - ア 請求件数
 - 2件（訂正決定1件、不訂正決定1件）
 - イ 訂正決定等に対する審査請求の状況
 - 該当なし
- (5) 個人情報の利用停止請求の状況
 - 該当なし
- 2 事業者が取り扱う個人情報の保護
 - (1) 指導又は助言の状況
 - 該当なし
 - (2) 説明又は資料提出の要求の状況
 - 該当なし
 - (3) 勧告又は公表の状況
 - 該当なし
 - (4) 苦情相談の状況
 - 7件



情報公開条例の運用状況

情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第34条の規定により、令和2年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 公文書（法人文書）の公開請求及び審査請求の状況

(件)

区分 実施機関等名	公文書（法人文書）の公開請求					審査請求						
	件数	処理状況				件数	処理状況					
		公開	部分公開	非公開	取下げ		認容	一部認容	棄却	却下	審理中	取下げ
知事	2,513	1,109	856	121	427	8	0	0	0	0	6	2
教育委員会	498	242	215	21	20	4	0	1	0	0	1	2
選挙管理委員会	139	12	88	39	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	41	4	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	270	19	170	79	2	3	0	0	0	0	3	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区 漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

但馬海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	32	5	6	4	17	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	24	7	10	0	7	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県立大学	11	1	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県住宅供給公社	40	39	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県道路公社	20	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県土地開発公社	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	3,591	1,460	1,383	275	473	15	0	1	0	0	10	4

2 情報提供の状況

(件)

提 供 場 所	提供件数
県民情報センター	1,179
地域県民情報センター	4,864
合 計	6,043

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年6月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町堂本字四反田373番1の一部、375番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市龍野町富永421番地1
福 水 一 郎
- 3 許可年月日及び許可番号
令和3年6月10日
兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-30-2号(2たつの)

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第50号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年6月22日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

表西脇市の項中

「

西脇市	西脇市民会館	西脇市郷瀬町605
	西脇市コミュニティセンター「日野地区会館」	西脇市西田町65—7

」

を

「

西脇市	西脇市コミュニティセンター「日野地区会館」	西脇市西田町65—7
-----	-----------------------	------------

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第51号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、変更及び取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年6月22日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

表加西市の項中

「

加西市健康福祉会館大会議室	加西市北条町古坂1072—14
---------------	-----------------

」

を

「

加西市健康福祉会館	加西市北条町古坂1072—14
-----------	-----------------

」

に改め、表宍粟市の項中

「

センター三方	宍粟市一宮町三方町590
センター繁盛	宍粟市一宮町上岸田86—2

」

を

「

センター三方	宍粟市一宮町三方町590
--------	--------------

」

に改め、表新温泉町の項中

「

新温泉町サンシーホール浜坂	新温泉町浜坂1903—1
---------------	--------------

を「

七釜ふれあいセンター	新温泉町七釜790
------------	-----------

に改める。

新温泉町サンシーホール浜坂	新温泉町浜坂1903—1
---------------	--------------

兵庫県選挙管理委員会告示第52号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に関し指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年6月22日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

1 病院及び介護老人保健施設の表伊丹市の項中

「

伊丹市立介護老人保健施設 ケアハイツいたみ	同 市中野西1丁目141
介護老人保健施設 ケアヴィラ伊丹	同 市大野1丁目3—2

を「

介護老人保健施設 ケアヴィラ伊丹	同 市大野1丁目3—2
------------------	-------------

に改める。

2 老人ホームの表伊丹市の項中

「

特別養護老人ホーム あそか苑みずほ	同 市瑞穂町6丁目46
-------------------	-------------

を「

特別養護老人ホーム あそか苑みずほ	同 市瑞穂町6丁目46
社会福祉法人 明照会 特別養護老人ホーム あそか苑 ウパラ館	同 市中野西1丁目105—10
社会福祉法人 明照会 特別養護老人ホーム あそか苑 プンダ館	同 市中野西1丁目108—1

に改める。

兵庫県選挙管理委員会告示第53号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年6月22日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

2 老人ホームの表西宮市の項中

第2シルバーコースト甲子園	同 市枝川町17—55
---------------	-------------

を

第2シルバーコースト甲子園	同 市枝川町17—55
エレガーノ西宮	同 市津門大塚町11—58

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和3年6月22日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 91,750

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 673,437



兵庫県選挙管理委員会告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

令和3年6月22日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

(選挙区名)	(選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数)
神戸市東灘区	58,056
神戸市灘区	36,129
神戸市中央区	36,911
神戸市兵庫区	30,112

神戸市北区	60,151
神戸市長田区	26,391
神戸市須磨区	44,946
神戸市垂水区	60,552
神戸市西区	66,703
姫路市	139,777
尼崎市	129,330
明石市	83,883
西宮市	132,803
洲本市	12,256
芦屋市	26,595
伊丹市	55,890
相生市	8,115
豊岡市	22,401
加古川市	73,373
たつの市及び揖保郡 赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	22,182
西脇市及び多可郡	16,917
宝塚市	64,650
三木市	21,464
高砂市	24,955
川西市及び川辺郡	52,460
小野市	13,136
三田市	30,863
加西市	12,148
丹波篠山市	11,435
養父市及び朝来市	14,881
丹波市	17,663
南あわじ市	13,088
淡路市	12,334
宍粟市	10,428
加東市	10,770
加古郡	18,040
神崎郡	11,699
美方郡	8,871

警察本部公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年6月22日

契約担当者

兵庫県警察本部長 種部 滋 康

1 落札に係る物品の名称及び数量

- (1) 路側固定式道路標識材料（標識板） 5,905枚
- (2) 路側固定式道路標識材料（補助板） 1,621枚
- (3) 路側固定式道路標識材料（支柱等） 7,040本

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

兵庫県警察本部総務部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

3 落札者を決定した日

令和3年6月8日

- 4 落札者の名称及び住所
- (1) 路側固定式道路標識材料（標識板）
西宮市羽衣町7番31号—1105
白陽化学工業株式会社
 - (2) 路側固定式道路標識材料（補助板）
姫路市町坪4番地の2
関西道路安全株式会社
 - (3) 路側固定式道路標識材料（支柱等）
神戸市北区道場町日下部300番地
富国工業株式会社
- 5 落札金額
- (1) 路側固定式道路標識材料（標識板）
55,611,600円
 - (2) 路側固定式道路標識材料（補助板）
7,698,460円
 - (3) 路側固定式道路標識材料（支柱等）
41,462,850円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和3年4月16日

正 誤

○令和3年5月7日付け（兵庫県公報第205号）
兵庫県告示第539号（知事許可漁業の制限措置の内容等）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
9	下から2	令和5年3月31日	令和6年3月31日